

岩手県告示第 211 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 283 号

（2）供用開始の区間

ア 花巻市高松第 29 地割 102 番地先から 83 番地先まで

イ 花巻市高松第 28 地割 27 番 1 地先から 43 番 24 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 3 月 21 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

2（1）路線名 340 号

（2）供用開始の区間 遠野市上郷町平野原 3 地割 7 番 26 地先から平倉 44 地割 7 番 5 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 3 月 21 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 20 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで